

資料編



鎌ヶ谷市環境基本条例

平成 20 年 3 月 24 日条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 各主体の連携及び役割（第 5 条—第 8 条）

第 3 章 良好な環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 環境に関する基本的な計画の策定（第 9 条—第 11 条）

第 2 節 良好な環境の保全等のための施策（第 12 条—第 14 条）

第 3 節 環境審議会（第 15 条）

第 4 節 地球環境の保全のための施策（第 16 条—第 18 条）

第 4 章 市民等との協働のための施策（第 19 条—第 23 条）

第 5 章 推進体制等（第 24 条—第 27 条）

附則

私たちのまち鎌ヶ谷は、「緑とふれあいのあるふるさと」をめざすべき都市像に掲げ、緑を守り育て、産業を興し、歴史や文化を育みながら、安全かつ快適で便利なまちづくりを進めてきました。また、都心と成田空港を結ぶ要の地にあることから、千葉県北西部における新たな人と物の広域交流拠点として発展を続けています。

しかし、社会の成熟が進む中、物のゆたかさや生活の利便性を過度に優先した経済活動や日常生活が、少なからず環境に対する負荷を増大させています。この結果、地域の誇りであるゆたかな緑や、いにしえより続いてきた農のある風景も失われつつあると同時に、地球規模の環境に深刻な影響を及ぼすまでに至っています。

私たちは今、得たものの大きさとともに失ったものの大きさを省みる必要があります。そして、私たち自身の生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければなりません。

こうした自覚のもとで、市民、市民団体、事業者及び行政を含む鎌ヶ谷市に関わるすべての者が、互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら、健康で安全かつ快適な生活を送ることのできる、社会と自然が調和した良好な環境を創造するとともに、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「良好な環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の役割を明らかにし、良好な環境の保全等の施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって市において良好な環境を実現するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 社会環境と自然環境が調和し、そこで生まれた独自の歴史や文化、景観やまちなみ等が守られ創出される中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活を送ることができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動及びその他の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭等によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (5) 持続的発展が可能な循環型社会 有限な資源から商品を大量に生産し、これを大量に消費し、又は廃棄する一方通行の流れを改め、将来の世代のために限りある資源を有効活用するとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会をいう。
- (6) 市民団体 設立目的に関わらず、良好な環境の保全等のための活動を行う、市民を中心に組織された団体をいう。
- (7) 協働 市民、市民団体、事業者（以下「市民等」という。）及び市が、共通の課題・目的に対し、それぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力しあって取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 環境はすべての生命を育む母体であり、かつ、生態系の微妙な均衡により成り立つ有限なものであることから、これを健全で恵みゆたかなものとして維持することが、環境に対する市民の権利の確保につながるため、市に関わるすべての者が、人と人とのふれあいを基本とした地域力を結集し、協働して良好な環境の保全等に資することを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 市に関わるすべての者が、主体的に前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を具体化していくための基本方針を、次のとおり定める。

- (1) 人の健康の保護及び安全な生活環境の保全の確保を旨とし、公害の防止及び廃棄物の適正処理等により、大気、水、土壌その他の環境の自然的な構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然の共生の確保を旨とし、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全するとともに、野生生物の保護その他、生物の多様性の確保を図ること。
- (3) うるおい、安らぎ、ゆとり等の心のゆたかさの確保を旨とし、身近にある緑や水辺とのふれあいができる環境づくり、地域の個性を活かした良好な景観の形成、魅力的なまちなみの形成及び歴史的文化遺産の保全と活用等を推進すること。
- (4) 資源と環境復元力の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指した活動及び施策を自主的かつ積極的に推進すること。
- (5) 事業活動及び日常生活による地球環境への影響を認識し、地球環境の保全のために行動すること。
- (6) 人と環境との関わりについて理解と認識を深め、良好な環境への主体的な取り組みを啓発することを旨とし、環境に関する系統的な教育及び学習の推進を図ること。

- (7) 市に関わるすべての者の相互の理解と協力のもとに、対等の立場で参加し、協働して前各号に規定する活動を進めること。

第2章 各主体の連携及び役割

(市の役割)

第5条 市は、市域の自然的・社会的条件に応じた良好な環境の保全等に関する施策を策定し、計画的に実施する役割を有する。

2 市は、市民等が行う自発的かつ良好な環境の保全等に関する活動に対する支援に努めなければならない。

3 市は、市民等との連携及び協働に努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(市民団体の役割)

第7条 市民団体は、市民の先導的な役割を担うため、市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動機会の充実を図り、市、市民及び事業者と協働して環境保全活動に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自らの責任と負担において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努めるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動に係る製品その他のものが廃棄物となった場合には、循環的な利用が促進されるよう、適正かつ必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、公害その他の良好な環境の保全等に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たるものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第3章 良好な環境の保全等に関する基本的施策

第1節 環境に関する基本的な計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、第5条に規定する良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全等に関する長期的な施策の大綱

(2) 前号に定めるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第 15 条に規定する鎌ヶ谷市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
(他の計画等との整合)

第 10 条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

2 市長は、環境基本計画の実施に当たっては、効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講じなければならない。
(年次報告)

第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 2 節 良好な環境の保全等のための施策 (開発事業等への措置)

第 12 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者に対し、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査し、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(規制等の措置)

第 13 条 市は、公害の原因となる行為並びに良好な環境の保全等に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。
(経済的措置)

第 14 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 環境審議会 (環境審議会)

第 15 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、鎌ヶ谷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関すること。

3 審議会は、前項各号に定める事項のほか、良好な環境の保全等に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市民、事業者、環境の保全に関し学識経験のある者又は市長が認める者のうちから、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって構成する。

5 審議会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4節 地球環境の保全のための施策

(資源の循環的な利用の促進)

第16条 市は、持続的発展が可能な循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第17条 市は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、地球環境の保全のため、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

(行動指針の促進)

第18条 市は、市民等との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境の保全のための行動指針を定め、その普及に努めるとともに、当該指針に即した行動を促進するための必要な措置を講ずるものとする。

第4章 市民等との協働のための施策

(協働の促進)

第19条 市は、市民等との協働を促進するため、各主体がそれぞれの役割を果たし、良好な環境の保全等に対する施策及び環境保全活動を、地域ぐるみで推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等の振興及び普及啓発の推進)

第20条 市は、環境教育及び環境学習（以下「環境教育等」という。）の振興及び充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するとともに、市民等の良好な環境の保全等に関する活動への意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 学校教育における環境教育等の推進のための施策

(2) 良好な環境の保全等に関する生涯学習の支援のための施策

(3) 良好な環境の保全等に関する広報啓発活動

(4) 前各号に掲げるもののほか、環境教育等の推進のために必要な施策

2 市民及び市民団体は、良好な環境の保全等のため環境教育等が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう、環境教育等への主体的な取組みに努めるものとする。

3 事業者は、良好な環境の保全等のため環境教育等が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育等を通じて従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収、地域の環境美化、その他の良好な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、技術的指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第22条 市は、環境の状況及び良好な環境の保全等に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境教育等の推進及び市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(意見の反映)

第23条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第5章 推進体制等

(推進体制)

第24条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、調整するため、必要な体制を整備するものとする。

(監視等の体制の整備)

第25条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実効性のあるものとするため、必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(財政措置)

第26条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市は、良好な環境の保全等を図るために、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鎌ヶ谷市環境保全基本条例及び鎌ヶ谷市環境審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 鎌ヶ谷市環境保全基本条例(平成5年鎌ヶ谷市条例第21号)

(2) 鎌ヶ谷市環境審議会条例(平成6年鎌ヶ谷市条例第11号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際に、現に策定されている鎌ヶ谷市環境基本計画は、第9条第1項の規定により定められた環境基本計画とみなす。

4 この条例の施行の際に、廃止前の鎌ヶ谷市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第3条第1項の規定により委嘱された鎌ヶ谷市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員は、この条例施行の日に、第15条第4項の規定により委嘱された者とみなす。この場合において、この委嘱されたとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず旧審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された審議会委員の残任期間とする。

5 この条例の施行前に、旧審議会に付託された諮問で、この条例の施行の際に、当該諮問に対する答申がされていないものは、鎌ヶ谷市環境審議会に付託された諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続きは、鎌ヶ谷市環境審議会がした調査審議の手続きとみなす。



鎌ヶ谷市審議会委員名簿

令和3年4月～令和5年3月（計画策定期間）

（敬称略）

選出区分	氏名	所属等	備考
環境の保全に関し 学識経験のある者	木下 勇	大妻女子大学教授	
	長谷川 雅美	東邦大学教授	令和4年5月まで
	杉本 卓也	千葉商科大学准教授	
事業者	時田 将	農業委員会	
	岩井 武巳	商工会議所	
市民	小高 魁	公募市民	
	野田 正治	公募市民	
市長が必要と 認める者	九谷 林太郎	自治会連合協議会	
	山中 隆之	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	令和4年3月まで
	大伴 正人	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	令和4年4月から



策定経過

日付	会議等	内容
令和3年 8月24日 ～ 9月21日	令和3年度 第1回鎌ケ谷市環境審議会 【書面会議】	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画策定に係る全体のスケジュールについて ・市民アンケート調査について ・事業者アンケート調査について
10月11日 ～ 10月29日	鎌ケ谷市の環境に関する意識調査（アンケート調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・配布数 市民 2,000人 事業者 200事業所 ・回収数（回収率） 市民 871（43.6%）事業者 55（27.5%）
12月2日 ～ 12月15日	庁内関係課へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の達成状況について
令和4年 2月4日 ～ 3月14日	令和3年度 第2回鎌ケ谷市環境審議会 【書面会議】	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画策定に係る基本的な考え方について ・鎌ケ谷市環境基本計画意識調査の結果報告について ・鎌ケ谷市第2次環境基本計画の進捗評価の結果報告について
6月4日 6月11日	「鎌ケ谷市第3次環境基本計画」策定に向けた現役世代部会（大人）環境ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・公募市民 延べ15名 市協働アドバイザー 1名 ・鎌ケ谷市の環境に関する課題について（第1回） ・鎌ケ谷市の環境に関する課題の解決策について（第2回）
6月5日 6月19日	「鎌ケ谷市第3次環境基本計画」策定に向けた次世代部会（高校生）環境ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の高校に在学する生徒 延べ14名 ・鎌ケ谷市の環境の良いところ、悪いところについて（第1回） ・市民や事業者、子どもから大人までが環境活動に参加できる仕組み・工夫、イベントや情報発信のアイデアについて（第2回）
7月4日	鎌ケ谷市環境基本計画策定部会（庁内検討会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画骨子案について
7月13日	令和4年度第1回 鎌ケ谷市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画骨子案について ・温室効果ガスの削減目標について
7月19日 ～ 8月31日	令和4年度第2回 鎌ケ谷市環境審議会 【書面会議】	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画骨子案について
8月26日 ～ 9月5日	庁内関係課へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画骨子案への意見照会 ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画の成果指標設定
9月28日	政策調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画骨子案について

日 付	会議等	内 容
10月31日	政策会議	・鎌ケ谷市第3次環境基本計画素案について
11月11日	令和4年度第3回 鎌ケ谷市環境審議会	・鎌ケ谷市第3次環境基本計画素案について
11月21日	庁内連絡会議	・鎌ケ谷市第3次環境基本計画（案）について ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画（案）に対するパブリックコメント及びオープンハウスの実施について
12月14日 ～ 12月16日	鎌ケ谷市第3次環境基本計画（案）に係るオープンハウス	・市民ホールでのパネル展示及び市職員による説明 ・計画キャッチフレーズ案の投票受付（インターネット投票は12月14日～28日）
11月28日 ～ 令和5年 1月13日	鎌ケ谷市第3次環境基本計画（案）に対するパブリックコメント	・提出された意見：5件（1名）
3月16日	令和4年度第4回 鎌ケ谷市環境審議会	・鎌ケ谷市第3次環境基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について ・鎌ケ谷市第3次環境基本計画（最終案）について

温室効果ガスの算定手法

対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスの種類は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）VER1.1に基づき、二酸化炭素（CO₂）とします。

対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物の焼却処分

算定方法

市域からの温室効果ガス排出量は、以下の方法で算定しています。

- ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）VER1.1に基づく標準的手法とし、資源エネルギー庁が提供する「都道府県別エネルギー消費統計調査」を基本に各部門に適合した活動量により按分します（鎌ヶ谷市／千葉県）。
- ・ただし、一般廃棄物については、市内の焼却施設における一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分量から積み上げて算定します。

算定方法一覧

部門	区分	算定方法
産業部門	農林水産業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、農林水産業全体の CO ₂ 排出量を、「耕地面積」（農林水産統計年報：関東農政局）を使って按分 農林水産業 CO ₂ 排出量（鎌ヶ谷市） ＝農林水産業全体の CO ₂ 排出量（千葉県）×耕地面積（鎌ヶ谷市／千葉県）
	建設業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、建設業の CO ₂ 排出量を、「新設住宅着工戸数」（建築着工統計：千葉県）を使って按分 建設業 CO ₂ 排出量（鎌ヶ谷市） ＝建設業 CO ₂ 排出量（千葉県）×新設住宅着工戸数の合計（鎌ヶ谷市／千葉県）
	製造業	「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、製造業中分類毎の CO ₂ 排出量を「製造品出荷額等」（工業統計：経済産業省）を使って按分 製造業 CO ₂ 排出量（千葉県） ＝Σ製造業中分類の CO ₂ 排出量（千葉県）×製造業中分類の製造品出荷額等（鎌ヶ谷市）／製造業中分類の製造品出荷額等（千葉県）
業務部門		「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁）の千葉県データから、「業務系床面積」（固定資産税概要調書：総務省）を使って按分 業務その他 CO ₂ 排出量（鎌ヶ谷市） ＝業務その他 CO ₂ 排出量（千葉県）×床面積（鎌ヶ谷市／千葉県）

部 門	区 分	算定方法
家庭部門		「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の千葉県データから、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数:総務省)を使って按分 民生家庭部門 CO ₂ 排出量(鎌ヶ谷市) = 民生家庭の CO ₂ 排出量(千葉県) × 市内世帯数 / 県内世帯数
運輸部門	自動車	「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の千葉県データから、「自動車保有台数」(千葉県統計書)を使って按分 自動車 CO ₂ 排出量(鎌ヶ谷市) = Σ千葉県の種類別燃料消費量 × 市内種類別自動車保有台数 / 県内種類別自動車保有台数
	鉄道	「鉄道統計年報」(国土交通省)から、市内で運行する鉄道会社の営業キロに占める市内営業キロ(図上計測)を用いて、各鉄道会社の電力消費量を按分 Σ鉄道 CO ₂ 排出量(鎌ヶ谷市) = 各鉄道会社の消費電力 × 各鉄道会社の市内営業キロ / 各鉄道会社の全線営業キロ
廃棄物部門	一般廃棄物	市内焼却施設の年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出

鎌ヶ谷市の気候変動と将来予測

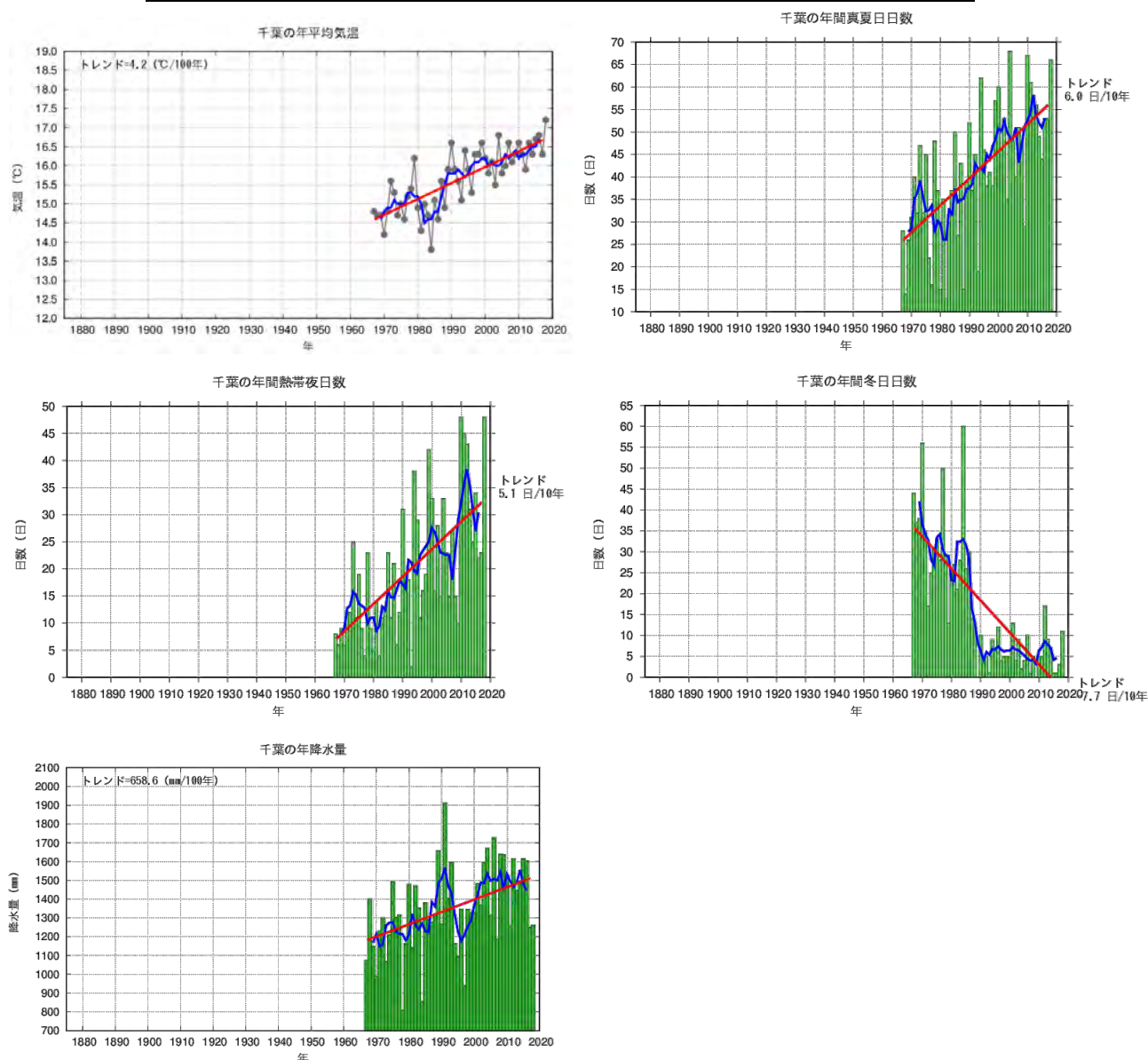
気温・降水量等の現状と将来予測

年平均気温・年降水量の現状

千葉特別地域気象観測所（千葉市）における年平均気温の経年変化（統計期間：1967～2018年）は上昇傾向が現れており、その割合は100年あたり4.2℃の上昇となっています。また、真夏日の日数及び熱帯夜の日数は増加傾向が、冬日の日数には減少傾向がみられています。

年降水量の経年変化（統計期間：1967～2018年）は増加傾向が現れており、その割合は100年あたり658.6mmの増加となっています。

千葉市の年平均気温・真夏日日数・熱帯夜日数・冬日日数・降水量の経年変化



出典：東京管区気象台「気候変化レポート 2018 資料集」

● 年平均気温・年降水量の将来予測

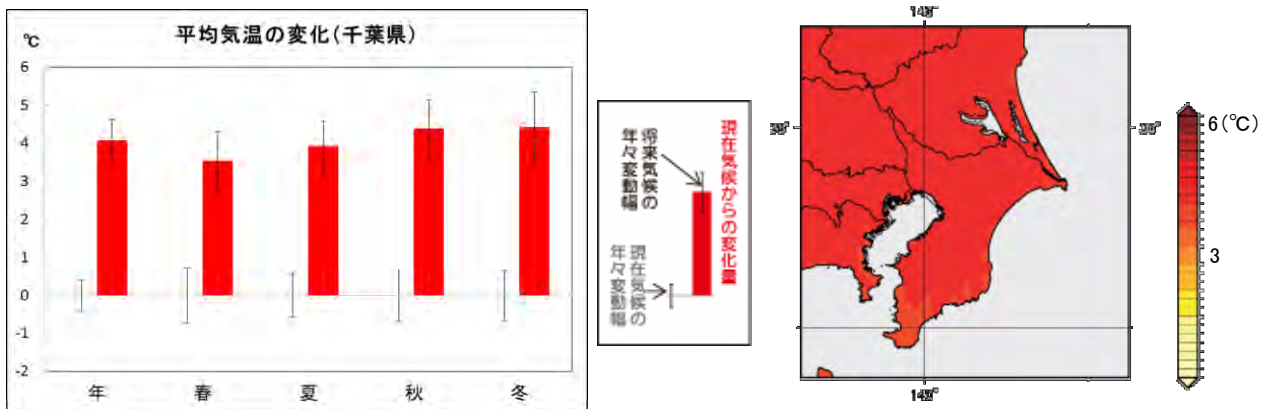
将来予測は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書で用いられた 4 つの RCP (代表的濃度経路) シナリオのうち、最も温室効果ガスの排出の多いもの (RCP8.5 シナリオ:現時点を超える政策的な緩和策を行わないことを想定) に基づく 21 世紀末 (2076 ~2095 年) の予測結果を、20 世紀末 (1980~1999 年) と比較しています。

これによると、21 世紀末には千葉県では年平均気温が約 4.1℃上昇すると予測されています。また、猛暑日は 27 日、真夏日は 63 日、熱帯夜は 65 日程度増加し、冬日は 32 日程度減少すると予測されています。

降水量では、1 時間降水量 50mm 以上の滝のように降る雨の発生が 21 世紀末までに約 3.0 倍に増加すると予測されている一方、無降水日が約 9 日増加すると予測されています。

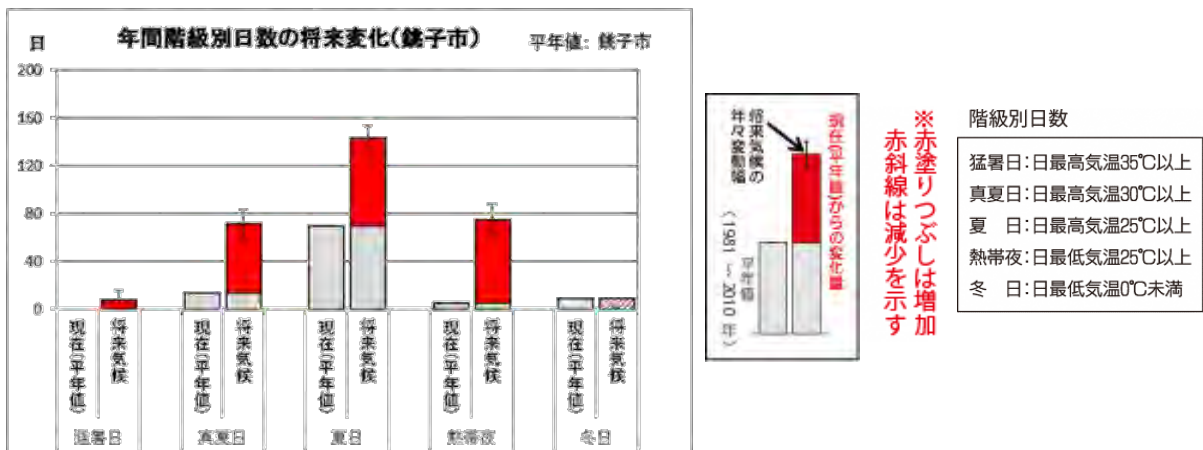
参考：千葉県の気候変動「日本の気候変動 2020」(文部科学省・気象庁) に基づく地域の観測・予測情報リーフレット

千葉県の平均気温の将来変化



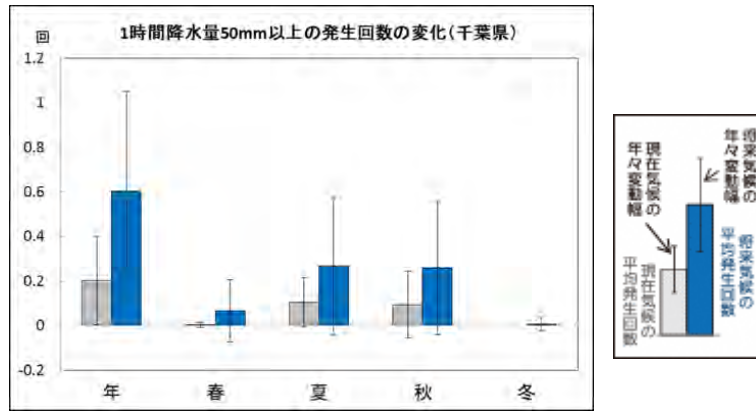
出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -
千葉県の気候変動「日本の気候変動 2020」(文部科学省・気象庁)
に基づく地域の観測・予測情報リーフレット

年間階級別日数の将来変化 (銚子市)



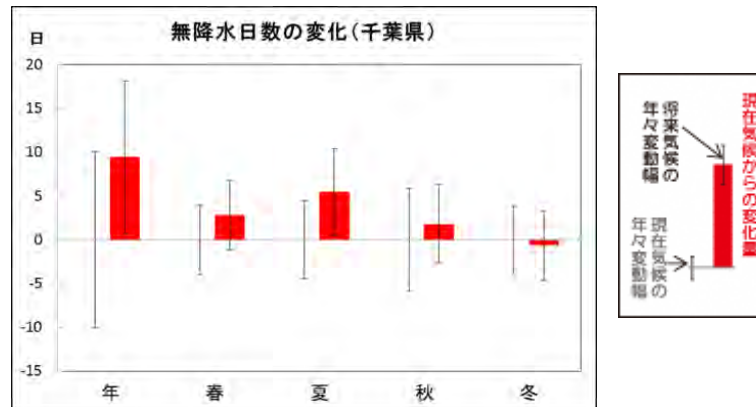
出典：気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 -

千葉県の1時間降水量50mm以上の回数の将来変化



出典：気候変化レポート 2018－関東甲信・北陸・東海地方－

千葉県の無降水日の将来変化



出典：気候変化レポート 2018－関東甲信・北陸・東海地方－

鎌ヶ谷市の気候変動の影響評価

これまでの気候の変化や将来予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、「千葉県気候変動影響と適応の取組方針」等を踏まえて、鎌ヶ谷市において該当すると想定されるものを抽出し、気候変動の影響評価を整理しました。

影響評価凡例

【重大性】 ●：特に重大な影響が認められる	◆：影響が認められる	-：現状では評価できない
【緊急性】 ●：高い	▲：中程度	■：低い
【確信度】 ●：高い	▲：中程度	■：低い

分野	項目	既に確認されている現象 (○：国、●：県、市)	将来予測される影響 (○：国、●：県、市)	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業	稲・大豆	○気温の上昇等により米の品質の低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下など）が確認されている。	○収量の増加する地域（北日本や中部以西の中山間地域等）と、収量が減少する地域（関東・北陸以西の平野部等）の偏りが大きくなる。 ○一等米比率の低下が予測されている。 ●登熟期間中の高温により玄米外観品質が低下する高温登熟障害の発生が懸念される。	●	●	●
		○大豆では、一部の地域で夏季の高温による百粒重の減少や高温乾燥条件が継続することによるさや数の減少、品質低下が報告されている。	○温暖地大豆栽培では、気温上昇による減収が示唆されている。	●	▲	▲
	野菜・果樹	○キャベツ等の葉菜類、ダイコン等の根菜類、スイカ等の果菜類等の収穫期が早まる傾向が見られており、生育障害の発生頻度も増加傾向にある。 ○イチゴでは、気温上昇による花芽分化の遅れや花芽形成の不安定化が見られる。	○葉根菜類は、生育期間が比較的に短いため、栽培時期をずらすことで栽培そのものは継続可能な場合が多いと想定される。 ●施設野菜、露地野菜における、収量・品質の低下が懸念される。	◆	▲	▲
		○ニホンナシでは、霜害、発芽不良、みつ症、ブドウでは、着色不良、縮果症が確認されている。また、ニホンナシは、果実の成熟期の早期化傾向が顕著となっている。	○ブドウについては、高温による生育障害が発生することが想定される。 ●ナシについては花芽の発芽不良等の発生が増加することが懸念される。	●	●	●
	畜産	○国内では、夏季に、肉用牛と豚の成育や肉質の低下、採卵鶏の産卵率や卵重の低下、肉用鶏の成育の低下、乳用牛の乳量・乳成分の低下等の事例が報告されている。	○畜種や飼養形態により異なるが、夏季の気温上昇による飼料摂取量の減少等により肥育去勢豚や肉用鶏の肉量が低下する地域が拡大し、低下の程度も大きくなる可能性がある。 ●夏季の高温によって乳用牛の乳量・乳質・繁殖成績の低下が想定されている。	●	●	▲
病虫害・雑草等	●冬季の気温上昇により、水稻ほか多品目を加害する南方系害虫のミナミアオカメムシの県内での分布が拡大する傾向が見られる。	○病虫害の発生増加や分布域の拡大により、農作物への被害が拡大する可能性が指摘されている。 ●ミナミアオカメムシをはじめとした、新たな病虫害による被害の拡大が懸念される。	●	●	●	

分野	項目	既に確認されている現象 (○：国、●：県、市)	将来予測される影響 (○：国、●：県、市)	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業	農業生産基盤	○農業生産基盤に影響を及ぼしうる降水について、短期間にまとめて強く降る傾向が増加している。 ○田植え時期や用水時期の変更、掛け流し灌漑の実施等、水資源の利用方法に影響が生じている。	○気温上昇により融雪流出量が減少し、用水路等の農業水利施設における取水に影響を与えることが予測されている。 ○低標高の水田で湛水時間が長くなることで農地被害のリスクが増加することが予測されている。 ●4～5月を中心とした水資源の減少や降雨強度増加によって水田の湛水時間が長くなることにより農地被害のリスクが増大することが懸念される。	●	●	●
林業	木材生産林産物	○スギの衰退現象が報告されている。	○高齢林化が進むスギ・ヒノキ人工林における風害の増加が懸念される。	●	●	▲
その他の農林業	農林業従事者の熱中症	○全国的に農作業中の熱中症搬送者数が増加しており、熱中症リスクが高まっている。	○農作業中の熱中症の発生率の増加が予測されている。	●	●	●
水環境・水資源	水環境	○全国の河川 3,121 観測点のうち、夏季は 73%、冬季は 77%で水温の上昇傾向が確認されている。	○2090 年までに日本全国で浮遊砂量が 8～24%増加することが予測されている。 ●公共用水域では、水温上昇に加え、水温上昇に伴う DO の低下や水質の変化が予測されている。	◆	▲	■
	水資源	●利根川本川では過去 30 年間で夏、冬あわせて 10 回の渇水が発生している。	●無降水日数の増加が予測されており、渇水の深刻化、渇水による用水等への影響、塩水の遡上による取水への支障が予測されている。	●	●	●
自然生態系	陸域生態系 (自然林・二次林、里地・里山、人工林)	○自然林・二次林については、落葉広葉樹が常緑広葉樹に置き換わった可能性が高いと考えられている箇所がある。	○暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が高緯度、高標高域へ移動し、分布適域が拡大することが予測されている。	●	●	●
		○里地・里山生態系では、気温の上昇による、モウソウチク・マダケの分布上限及び北限付近における分布拡大が報告されている。	○モウソウチクとマダケについて、気候変動に伴う分布適域の高緯度・高標高への拡大が予測されている。	◆	●	■
		○人工林については、スギ林が衰退しているという報告がある	○年降水量が少ない地域で、スギ人工林の脆弱性が増加することが予測されている。	●	●	▲
	野生鳥獣の影響	○野生鳥獣については、日本全国で二ホンジカやイノシシの分布を経年比較した調査において、分布が拡大していることが確認されている。	○野生鳥獣の分布拡大等により、農作物、造林木等への被害が拡大する可能性がある。	●	●	■
生物季節	○植物の開花の早まりや動物の初鳴きの早まりなど、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されている。	●ソメイヨシノの開花日の早期化など様々な種への影響が懸念される。	◆	●	●	

分野	項目	既に確認されている現象 (○：国、●：県、市)	将来予測される影響 (○：国、●：県、市)	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
自然生態系	分布・個体数の変動	●かつて県内に生息していなかった種や生息地が限られていた種が分布を広げている。	●分布域の変化やライフサイクル等の変化、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化等により種の絶滅を招く可能性がある。 ●侵略的外来生物の侵入、定着確率が気候変動により高まることが予測されている。	●	●	●
自然災害	水害 (洪水、内水)	●県内の1時間降水量50mm以上の発生回数が増加傾向にある。 ●現在の整備水準を上回る降雨による浸水被害や施設被害が発生している。	●県内の集中豪雨の年間発生回数は約3倍に増加すると予測されている。 ●浸水被害、内水被害が大きくなることが予測されている。	●	●	●
	土砂災害	○気候変動の影響による土砂災害の形態が変化しており、今後激甚化することが予測される。 ●集中豪雨の頻発化等により、土砂崩れ等が発生している。	●集中豪雨の増加等により、斜面崩壊発生確率が増加すると予測されており、土砂災害も増加する可能性がある。	●	●	●
	その他 (強風等)	○台風の発生数は減少しているが、強度が上がっていることが報告されている。	●強風や強い台風の増加が予測されている。 ●竜巻発生好適条件の出現頻度が高まることが予測されている。	●	●	▲
健康	暑熱	○気温上昇による超過死亡の増加が確認されている。 ●熱中症搬送者数の増加が確認されている。	○屋外労働可能な時間が短縮する、屋外の激しい運動に対して厳重警戒が必要になる日数が増加することが予測されている。 ●熱中症搬送者数、熱ストレス超過死者数が増加すると予測されている。	●	●	●
	感染症	○気温上昇により感染性胃腸炎の流行時期の長期化が確認されている。 ●デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの生息が確認されている。	○大雨による水源への下水流入に伴う消化器疾患の発生が予測されている。 ○デング熱等の感染症リスクが高まる可能性がある。	◆	▲	▲
		●光化学オキシダント濃度の上昇が確認されている。	●気温上昇による光化学オキシダント濃度上昇に伴い、健康被害が増加する可能性がある。	◆	▲	▲
○脆弱性が高い高齢者・小児・基礎疾患有病者等への環境影響が報告されている。	○暑熱による高齢者の死者数の増加が予測されている。	●	●	▲		
産業	産業・経済活動	○集中豪雨の頻発化等により、工場等の浸水や、それに伴う生産設備等への被害が発生している。	○集中豪雨の増加や海水面の上昇等が、企業の生産活動や生産設備の立地場所選定に影響を及ぼす可能性がある。	◆	■	■
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	○鉄道や航空機等の運休、道路の封鎖、停電の発生等、風水害が生活インフラに大きな影響を及ぼしている。	○大雨や渇水の頻度の増加等により、上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフライン、廃棄物の適正処理等にさらなる影響が及ぶ可能性がある。	●	●	●

分野	項目	既に確認されている現象 (○：国、●：県、市)	将来予測される影響 (○：国、●：県、市)	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
国民生活 ・ 都市生活	文化・歴史などを感じる暮らし	○サクラ、イチヨウ、セミ、野鳥等の動植物の季節の変化がみられる。桜の開花の早期化により地域の行事・観光業への影響がみられる。	●サクラの開花から満開までに必要な日数が短くなり、花見ができる日数の減少、観光への影響が予測されている。	◆	●	●
	暑熱による生活への影響	○ヒートアイランド現象の進行と気候変動の重なりによる都市域での大幅な気温上昇が懸念されている。 ○大都市における気温上昇の影響として、熱ストレスによる発熱・嘔吐・脱力感による搬送者数の増加、睡眠の質の低下による睡眠障害有症率の上昇が報告されている。	○都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域では大幅に気温が上昇する可能性がある。 ○熱ストレスの増加に伴い、だるさ・疲労感・熱っぽさ・寝苦しさといった健康影響が悪化したり、労働生産性が低下したりし、労働時間の経済損失が発生することが予測される。	●	●	●

用語集

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことである。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

イノベーション

新しい方法、仕組み、習慣などを導入することをいう。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念である。

エコチューニング

建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善などを行うことである。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策のことを指し、二酸化炭素(CO₂)などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検を行う、などがある。

エコライフ

環境にやさしい暮らし(ライフスタイル)をいう。具体的には、自動車の不要な利用を差し控える、バスや電車などの公共機関を利用する、水の節約を心がける、生ごみや食用油を排水口に流さない、商品の購入に当たってはリサイクル可能品など環境への負荷の少ないものを購入する、廃棄物の発生を少なくする、省エネルギーを心がけて二酸化炭素(CO₂)の発生を抑制する、などがあげられる。

エコロジカルネットワーク

優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点(コアエリア)として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊(コリドー)で相互に連結させるように林や公園、緑地などの緑や河川や池などの水辺を配置し、生物の生息域を確保する考え方である。

エネルギー基本計画

2002(平成14)年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するもので、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものである。

温室効果ガス

地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射しているが、その赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ気体のことである。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

外来種

国内外の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のこと、ブラックバスなどが知られている。

外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものものを「侵略的外来種」とよぶ。2015(平成27)年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、国内外での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて「実質ゼロ」を達成することをいう。

カーボンリサイクル

排出された二酸化炭素を炭素資源(カーボン)と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)することをいう。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で

維持されることが望ましい基準」として国が定めるものをいう。

この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、「ここまでは汚染してもよい、これを超えると直ちに被害が生じる」といった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものである。2018（平成 30）年に閣議決定された『第五次環境基本計画』は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画である。SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしている。

環境基本法

環境行政を総合的に進めるため、環境保全の基本理念とそれに基づく基本的施策の枠組を定めるものとして 1993（平成 5）年に制定された法律である。

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」としている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育活動のことをいう。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組みである。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画(Plan)をたてて実行(Do)し、点検・評価(Check)、見直し(Action)を行うもので、この PDCA サイクルを繰り返すことにより継続的な改善を図ることができる。

代表的なものに ISO14001 やエコアクション 21 がある。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として 2018（平成 30）年に制定された法律である。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

クールシェアスポット

夏の暑い日に、エアコン使用の削減による省エネルギー対策と熱中症対策を目的として、複数の人が涼を分かち合うクールシェアをするのに適した一般の人に開放された場所を指す。図書館や公民館などの公共施設や商業施設や娯楽施設などの民間施設、公園・緑地などの自然の場所がある。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとするものである。

グリーン投資

環境に配慮した経済活動への投資を指す。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

コージェネレーション（熱電供給）

天然ガス、石油、LP ガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式に

より発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのことをいう。

固定価格買取制度

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用（リユース）

使用済みの製品をごみにせず繰り返し使うことをいう。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称である。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、大気中の熱、その他の自然界の存在する熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素(CO₂)を排出しない(増加させない)地球環境への負荷が少ないエネルギーといわれている。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を「原材料」として再利用することをいう。

シェアリング

個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を他の個人等も利用可能とすること（カーシェアリングなど）をいう。

次世代自動車

運輸部門からの二酸化炭素(CO₂)削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などを「次世代自動車」として政府が定め、2030年までに新車乗用車の5~7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことをいう。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷を

できるだけ少なくした社会を指す。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000(平成12)年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、2018(平成30)年に第四次計画が閣議決定された。

『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

循環経済

資源や製品を経済活動の様々な段階(生産・消費・廃棄など)で循環させることで、資源やエネルギーの消費や廃棄物発生をなくしながら、その循環の中で付加価値を生み出すことによって、経済成長と環境負荷低減を両立するための国際的かつ協調的取組みのことをいう。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約することをいう。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のことをいう。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は、2019(令和元)年で約570万t発生しているとされており、日本人1人当たり換算すると、約113g(お茶碗軽く一杯分)の食べ物が毎日捨てられている計算になる。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患(COVID-19)である。2019(令和元)年に発生し、2023(令和5)年現在も流行し続けている。

スマートシティ

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しい都市を指す。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのことをいう。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

遺伝子・種・生態系レベルなどで多くの生きものの種が存在することをいう。様々な生きものが存在する「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や、動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含まれる。

生物多様性基本法

2008（平成20）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。

生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）を定め、目標の達成状況を測る指標（81指標）を設定している。また、2020（令和2）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

（2023〔令和5〕年現在、次期生物多様性国家戦略を検討中である。）

【た行】

太陽光発電

シリコン等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用して、太陽光によって発電を行う方法のことをいう。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のことをいう。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することをいう。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画である。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、その第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。1998（平成10）年10月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化、ライフスタイルやビジネススタイルの転換等を図ることにより、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会のことをいう。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状である。

典型7公害

公害対策基本法、環境基本法で公害として定義されている①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭のことをいう。

電力排出係数（CO₂排出係数）

電力会社が電力を作り出す際に、どれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかを指し示す数値である。電力使用量（kWh）に電力会

社の電力排出係数 (kg-CO₂/kWh) を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素を算出することができる。

特定外来生物

2004 (平成 16) 年に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、外来生物 (海外起源の外来種) であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】

ナッジ

罰則や行動を制限したり限定したりせず、無意識下に働きかけて、本人が良い選択をできるように後押しすることをいう。具体例として、照明等のスイッチの壁側とボタン側に半分ずつシールを貼り、スイッチをオフにすると両者が合わさり絵や文字が完成することで照明の消し忘れを防ぐことや、店内で果物をレジとなりに配置し、ジャンクフードを別の場所に移動させ、無意識下に健康への配慮を促すこと、などが挙げられる。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとるよう促すための情報提供のことをいう。暑さ指数 (WBGT: ①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標) が 33 以上と予測された際に熱中症警戒アラートが発表される。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて直接電気を発生させる装置で、発電の際には水しか排出されないクリーンなシステムである。応用製品として、家庭用のエネファーム、燃料電池で発電し電動機の動力で走る燃料電池車などがある。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合し

て使用することにより、化石燃料の使用を削減できる。

発生抑制 (リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制することをいう。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装を拒否する、良品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

パリ協定

2015 (平成 27) 年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象をいう。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。

フードバンク

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を企業や個人から提供を受け、生活困窮者に配布する事業のことをいう。

不法投棄

廃棄物を法令や条例に基づき適正に処理せず、みだりに道路や空き地 (自らの土地を含む) 等に捨てる行為のことをいう。

【ま行】

マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみの総称で、5 ミリメートル以下のものを指し、近年はこのマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されている。

マルチベネフィット

複数の社会課題を同時解決することを指す。SDGs においては、1 つのターゲットに対して統合的なアプローチを行うことで複数ターゲットの同時達成につなげる取組みのことである。

水循環基本法

健全な水循環の維持または回復に向けた総合的な施策を推進するため 2017（平成 29）年に制定された法律である。

「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的としている。

【わ行】**ワンウェイプラスチック**

商品を購入した時についてくるストロー、フォーク、スプーン、宿泊施設の歯ブラシやカミソリなど、一度使用されただけでの廃棄が想定される使い捨てのプラスチック製品のことをいう。

【英数】**BEMS**

Building Energy Management System（ビル・エネルギー管理システム）の略称である。業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御によりエネルギー利用を最適化する管理システムのことをいう。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略称である。水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP

締約国会議（Conference of the Parties）の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

HEMS

Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略称である。家庭でのエネルギー使用状況を、

専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すものである。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略称である。

1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

Nbs

自然を基盤とした解決策（Nature-based Solutions）の略称である。社会課題に順応性高く効果的に対処し、人間の幸福と生物多様性に恩恵をもたらす、自然あるいは改変された生態系の保護、管理、再生のための行動のこと。

PPA モデル

Power Purchase agreement（電力販売契約）モデルの略称である。電気を事業者に売る電力事業者（PPA 事業者）と、需要家（電力の使用者）との間で結ぶ電力販売契約のことをいう。需要家の敷地内の屋根や遊休地に太陽光発電設備を設置し、電力を自家消費するオンサイト PPA と需要家の敷地外に太陽光発電設備を設置し、需要家に送電するオフサイト PPA がある。

S+3E

安全性（Safety）を大前提とし、自給率（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を同時に達成することをいう。

2030 アジェンダ

2015（平成 27）年ニューヨーク国連本部で開催された国連持続可能な開発サミットで採択された成果文書を指す。正式名称は、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」である。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再使用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」のことをいう。